

(健 I 277)  
令和3年3月31日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕



日本医師会認定健康スポーツ医制度実施に当たっての留意事項  
更新の特例措置について

認定健康スポーツ医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき感謝いたしております。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、健康スポーツ医学再研修会が中止、延期、定員を制限しての開催等となっていることから、認定健康スポーツ医が有効期間内に更新要件を満たすことが困難な状況となっております。

つきましては、現状を考慮し、認定健康スポーツ医の更新等について、下記のとおり特例措置の取扱いをいたしますので、管下の認定健康スポーツ医に周知いただきますよう、お願いいたします。

本特例措置の開始に伴い、「日本医師会認定健康スポーツ医制度実施に当たっての留意事項」（令和2年4月17日付 健 I 35）の「1. 日本医師会認定健康スポーツ医の更新に関する特例措置（期間外申請）」は廃止いたします。

今後とも、日本医師会認定健康スポーツ医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 有効期限を迎えた認定スポーツ医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方、今後有効期間の満了を迎える方がおられますが、認定証に記載された有効期限が令和2年2月以降の認定スポーツ医については、当面の間は、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定スポーツ医とみなし認定スポーツ医としての活動を認めます。

認定スポーツ医の制度上、有効期限を変更することはできません。今般の措置は、有効期間内に単位取得したとみなして、日本医師会が認定スポーツ医としての活動を認めるものです。

2. 単位取得の取扱い

1.を踏まえ、有効期限後であっても、認定スポーツ医の取得した単位は有効期間内に取得したものとみなします。

更新必要単位取得後の日本医師会への申請時において、日本医師会認定スポーツ医運営委員会では個別審査は行いません。単位要件を充足した段階で、日本医師会の承認を経て、新しい認定証を発行いたします。

### 3. 本会への更新申請手続きについて

●適用開始 …令和3年第1回（令和3年4月1日～5月6日）受付分より

●申請者一覧表 …本特例措置の対象者は、「日本医師会認定スポーツ医（更新）申請者一覧表【期間外】」（エクセル・ファイル）に入力すること

**※ 本特例措置をもって、本会への個別理由書等の提出は不要となります**

### 4. 次々回の有効期限について

次々回の有効期限に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響があります。

（例）令和2年5月30日が有効期限の認定スポーツ医。令和2年5月までに3単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り2単位を取得できなかった。研修会が再開し、令和3年8月30日までに2単位取得（令和2年5月31日から令和7年5月30日の認定証が認定スポーツ医に発行される）。

令和7年5月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、2単位を取得完了後の令和3年8月31日から令和7年5月30日となる（3年9か月）。（別添図をご参照ください）

### 5. 日本医師会ホームページへの掲載

本件につきましては、認定スポーツ医向けの本会ホームページに掲載いたします。

（ <http://nintei.med.or.jp/sportsdoctor/> ）

### 6. 本措置の終了期日

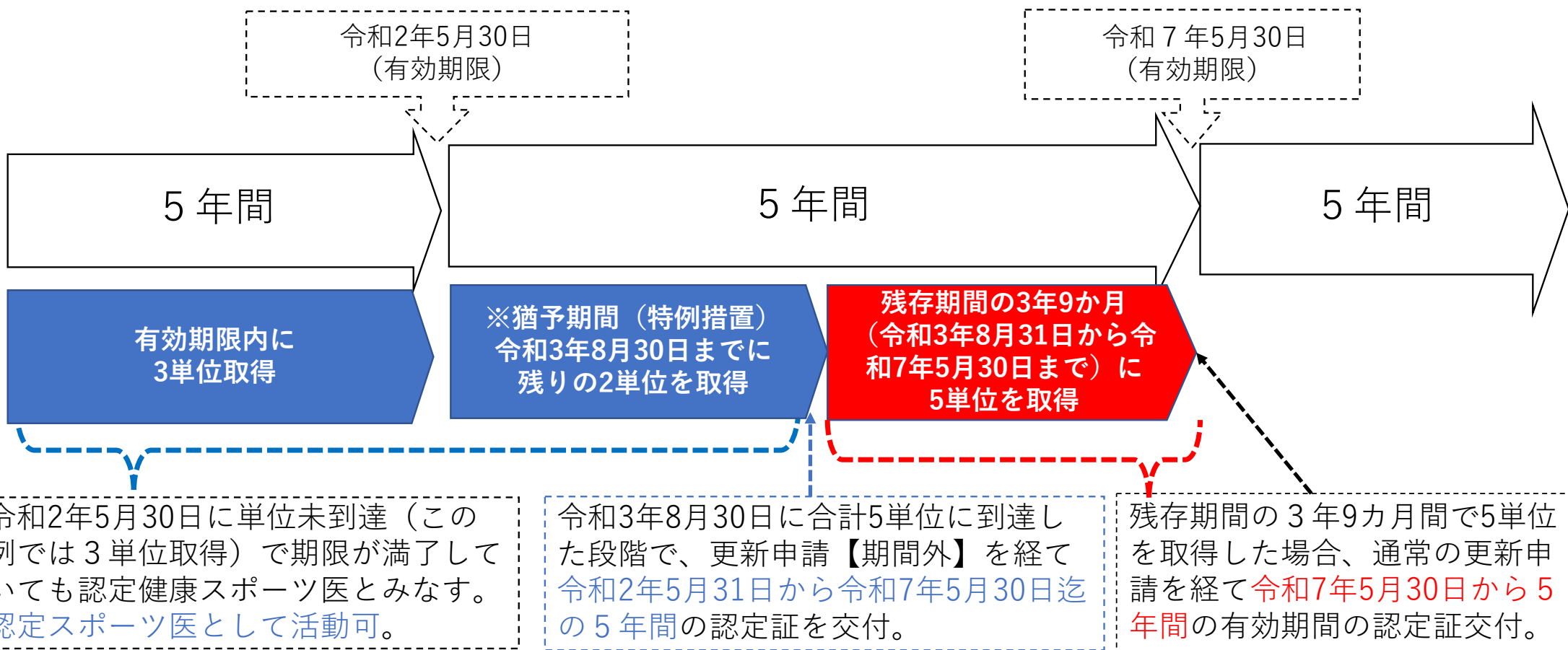
今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況、研修会の開催状況を踏まえ、別途改めてご連絡いたします。

### 7. 健康スポーツ医学再研修会について（継続）

承認された健康スポーツ医学再研修会を中止する場合は、日本医師会に事前にご報告下さい。なお、この度の事情を鑑み、事後報告であっても差し支えありません。その際、新型コロナウイルスの感染拡大により中止する旨をあわせてご連絡下さいますようお願いいたします。

以上

特例措置の例：令和2年5月30日が有効期限であったが新型コロナウイルス感染症により再研修会の受講が困難であり、令和3年8月30日に5単位に到達した認定健康スポーツ医の場合



※ 単位取得の猶予期間（特例措置）は各認定健康スポーツ医の状況に応じ弾力的に運用